

討論・付帯決議・質疑

議案8 嘱託職員の任用及び勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例

反対 田中榮一議員

村では多くの嘱託職員を雇用し行政運営の大きな力。免許あるいは資格を取得しなければ従事できない職種もあり、勤続年数が長期にわたり貢献してきたにもかかわらず、報酬に反映されていないのが現状。それらの職種の報酬月額に比べ、新たに加える2つの職種の報酬月額は、バランスを欠くもの。この議案は今までの職種の値上げと追加区分等の2つの改正内容が一括提案されていることから反対。

賛成 加藤亮輔議員

2年前の3月議会で、非正規職員の賃金を正職員に近づけ、生活できる賃金にと修正案を提出。しかし少数で否決。16万5000円から税金、社会保障料を引けば手取りは13万円前後くらい。国家資格者の栄養士や図書館司書でも嘱託採用で手取りは16万円前後。夫婦共働きなら生活できるが、単身者の場合は非常に苦しい生活実態。4000円のアップ程度では、正職員との格差は拡大し、嘱託職員の待遇改善には程遠い内容であることから反対。

賛成 津滝俊幸議員

村での一般職員よりも嘱託職員の割合が高く、日々の行政業務にあたっては、村民から見れば、正規職員と嘱託職員の見分けはつかず、同じ責務をおっているので一般職同様に人事院勧告の対象とすべき。よってこの条例改正には賛成。

発議者：太田伸子議員

議案第24号

平成30年度白馬村一般会計予算

神城断層地震災害復旧のため、近年は大型予算が継続。この先、学校給食センターの建設や、新図書館建設及び新道の駅建設構想が検討されている。今後の財政運営を考慮すると、取り崩した財政調整基金の繰入れが必要。そこで、予算執行にあたり以下を決議する。

1. 村債の大きなふくらみや財政調整基金の取り崩し、事業の外部委託等、財政運営に不安がある。村の財政を熟慮して、効果的な事業執行に努力していただきたい。
2. 庁舎3階のトイレ改修工事は、庁舎維持事業科目の変更を要望。

議案24 平成30年度 白馬村一般会計予算

反対 加藤亮輔議員

予算書の書き方は地方自治法施行規則15条第1項に決められている。今予算の中でトイレの改修工事費及び設計費545万円が、議会費の中に記載されている。通常トイレなど庁舎の改修工事は、総務費の財産管理費に記載するのが常識。予算審議過程の中で幾度となく村長に修正を申し入れたが、無視の態度。予算の編成権は村長のみで専属しているが、修正を認めない。科目変更しない。規則無視の予算案には反対。

賛成 伊藤まゆみ議員

この予算の議会費に含まれる、設計管理委託料と工事請負費の合計545万円は、障がい者や子連れの方が利用できる多目的トイレの併設と、洋式トイレへの改修工事費。障がい者に対する福祉制度の充実が必要と考え、反対するものではない。しかし①庁舎3階トイレの使用頻度が低い②起債をしてまでつくる緊急性がない③議会費として計上すべき事業ではない。以上3つの理由から反対。

賛成

篠崎久美子議員

本予算では第5次総合計画の基本目標推進と総合戦略の指標実現、住民の暮らしやすさを目指し、子育て世代包括支援センター、公共交通の調査、自転車観光、ほ場整備、新図書館建設の基本構想、新ごみ処理施設稼働に伴う体制整備など様々な事業が計画されている。議会費の仕分け適正化は必要だが、予算全てを否決する理由にはならない。人口減少などで自主財源の増加は望まず財政運営は厳しい。一層の行財政改革を心掛けた事業実施を望み、賛成。

反対

田中麻乃議員

陳情要望にあった「住宅リフォーム補助事業」が実施された3年間は、ゆとりがあった財政状況下であったことから実施できたもの。直近の財政状況では、村債残高は増加傾向にあり、前回と同じ内容の補助金創設は、短期的に許さない状況にあると考える。建設リフォーム補助金を検討するのであれば、それを通じて観光白馬のまちづくりという重要施策に寄与するものになるべき。検討すべき余地が多々あるため趣旨採択にすべきと思うので反対。

賛成

伊藤まゆみ議員

前回の3198万円のリフォーム補助で費用対効果は2億3180万円と7倍もあり、地域の経済活性化に貢献。世界水準のリゾートとしてはあまりにお粗末なまち並みを、外観の修繕に必要な塗料や外壁材を扱う企業にターゲットを絞った「企業版ふるさと納税制度」を利用して整備し、商品力の向上をすべき。県でも省エネルギー化、バリアフリー化、県産材を使用した住宅の性能向上リフォームを推進。よってこの陳情の採択に賛成。

賛成

加藤亮輔議員

格差の拡大に伴い、相対的貧困ラインの年収は122.5万円、月収約10.2万円、6に1人が貧困。この状況下、事故や病気、親の介護や身体的理由から仕事を休めばたちまち生活苦に陥る。この対策が憲法25条に基づく生活保護制度。しかし政府は、高齢加算の段階的廃止、2013年に生活扶助を最大10%平均6.5%削減、更に住宅扶助、冬季加算の削減を続け、今年さらに5%の生活扶助を削減。意見書の提出はすべきで賛成。

陳情3 「国に対して、生活保護費引き下げ中止を求める意見書提出の陳情」

一般会計補正予算 質疑

篠崎久美子議員

問 この補正で財政調整基金を3896万4千円取崩し、基金繰入額は3億9926万3千円となる。条例では、基金は財源が著しく不足する場合などに限り処分可能とあるが、取り崩しの基準は。答 定めている。具体的な基準は定めていない。

問 財政調整基金の積立目標額は。答 定めていない。できる限り多く積立てたい。

問 今後の健全財政への姿勢は。長期的財政計画の作成は。答 財政調整基金、臨時財政対策債に注視し、特別交付税も申請していく。財政計画は概ね3年間で作成。